

地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について

R4. 2. 2国通知により、濃厚接触者の待機期間短縮のための検査方法が追加されました

令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年2月2日付け改正)が通知され、濃厚接触者の取り扱いが示されました。この通知を受け、本県では標記にかかる対応を以下のとおりとします。

奈良県における社会機能を維持するために必要な事業者の範囲

社会機能を維持するために必要な事業者の範囲は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)事業の継続が求められる事業者」を対象とします。

※社会機能を維持するために必要な事業者に該当するかどうかは、「(別添)事業の継続が求められる事業者」を参照し、各事業者において判断してください。

※該当するかどうかについて等、各事業者から県(保健所含む。)への相談は不要であり、さらに個別の判断や濃厚接触者の待機解除についても、県(保健所含む。)への報告は不要です。

国における濃厚接触者の取り扱いについて

待機期間の取り扱い

地域における社会機能の維持のために必要な事業に従事する者(「社会機能維持者」)に限り、その事業者が必要と認めた場合において、7日を待たずに検査が陰性であった場合、待機を解除できることとします。

検査について

○社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業継続に必要である場合に行ってください。

○濃厚接触者(無症状)に行ってください。

○検査は事業者の判断で、費用負担(自費検査)により行います。抗原定性検査キットを用いた検査で4日目、5日目の陰性確認後、5日目から解除(出勤)が可能です。

○事業者は、社会機能維持者(従業員)の検査結果を必ず確認してください。

【陰性であった場合】

○無症状であり、検査で陰性が確認された場合は自宅待機の解除が可能です。

○待機解除後に従業員が業務に従事する際は、事業者において感染対策を徹底してください。

○待機解除後の従業員に対して、10日目までは業務の従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明してください。

【陽性であった場合】

○医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から従業員に対し、医療機関の受診を促し、医療機関の診断結果報告を受けてください。

※診断により陽性が確定した場合は、医療機関から保健所へ届け出がされるため、事業者から保健所への連絡は不要です。

<検査のタイミングと待機期間の解除日>

陽性者との最終接触日	0～3日目	4日目	5日目	6～7日目	8日目
検査なし	自宅で待機(無症状)				出勤可能
抗原定性検査キット	自宅で待機(無症状)	検査陰性	検査陰性	陰性確認後5日目から出勤可能	

※2月2日の国通知QAにより、濃厚接触者の待機期間短縮のための検査方法が下記のとおり追加されました。

・当該濃厚接触者が従事する「事業者内でPCR検査又は抗原定量検査を実施(他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く)しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施している場合に限り」、5日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除することも可能。

※待機期間中に発熱等の症状がある方は、まず、身近な医療機関に相談してください。身近な医療機関がない方は「新型コロナ・発熱相談受診相談窓口」(0742-27-1132)に電話相談してください。

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・L P ガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

※濃厚接触者の確認について

- ①事業所内で陽性者が感染力を持っている下記期間に接触があった者で、②のいずれかに該当する者
 - ・陽性者が有症状の場合 症状が出た日から2日前から
 - ・陽性者が無症状の場合 検査日から2日前から
- ②事務所内で下記に該当する接触者がいるか確認
 - ・長時間の接触（車内等含む）があった者
 - ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護した者
 - ・必要な感染予防策（マスク等）なしに1メートル以内で15分以上の接触があった者